

沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める 条例等の一部を改正する条例（案）の概要について

1 改正の趣旨

障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、改正法において就労アセスメントの手法を活用し、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する新たなサービスとして就労選択支援が創設され（改正法第3条の規定による改正後の総合支援法第5条第13項）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）等の関係省令の一部が改正されたことに伴い、障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を改める必要がある。

2 改正予定条例

- (1) 沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年沖縄県条例第27号）
- (2) 沖縄県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年沖縄県条例第28号）
- (3) 沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年沖縄県条例第29号）
- (4) 沖縄県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年沖縄県条例第31号）

3 施行日（予定）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日

4 県独自の基準

今回の改正に伴う県の独自基準はなし（国の改正内容に準拠する）。

5 改正案（概要）

○ 就労選択支援の新設

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正によって新設された就労選択支援について、以下のとおり基準を定める。

(1) 基本方針

指定就労選択支援は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、対象者が短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適正、知識及び能力の評価並びに就労に関する意向等の事項の整理を行い、又はこれに併せて、障害福祉サービス事業者等との連絡調整の便宜を適切かつ効果的に供与するものでなければならないとする規定を定める。

(2) 従業員の配置の基準

指定就労選択支援事業者は、当該事業を行う事業所に就労選択支援員を置かなければならないとする規定を定める（就労選択支援員の員数等については規則で定める）。

(3) 実施主体

指定就労選択支援事業者は、指定就労移行支援事業者又は指定就労継続支援事業者であって、過去3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたもの等でなければならないとする規定を定める。

(4) 評価及び整理の実施

- ① 指定就労選択支援事業者は、短期間の生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に関する適正、知識及び能力の評価並びに就労に関する意向等の事項の整理（以下「アセスメント」という。）を行うものとする規定を定める。
- ② 障害者就業・生活支援センターその他の機関がアセスメントと同様の評価及び整理を実施した場合には、指定就労選択支援事業者は、当該同様の評価及び整理をもって、アセスメントの実施に代えることができるとする規定を定める。
- ③ 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果の作成に当たり、利用者、市町村その他の関係機関の担当者等を招集して会議を開催し、当該利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求めるものとする規定を定める。
- ④ 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を作成した際には、当該結果に係る情報を利用者及び指定特定相談支援事業者等に提供しなければならないとする規定を定める。

(5) 関係機関との連絡調整等の実施

- ① 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を踏まえ、必要に応じて公共職業

安定所、障害者就業・生活支援センター等との連絡調整を行わなければならないとする規定を定める。

- ② 指定就労選択支援事業者は、地域自立支援協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等の情報収集に努め、利用者に進路選択に資する情報を提供するように努めなければならないとする規定を定める。

(6) 就労選択支援に関する情報提供

指定就労移行支援事業者は、利用者に対し、指定計画相談支援を行う事業者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報提供を行うものとする規定を定める。